

## 風倒木被害等林業被害の補助

事業名	補助造林事業		琵琶湖森林づくり事業
	森林環境保全直接支援事業	被害森林整備事業 (環境林整備事業)	環境林整備事業
作業種	特殊地拵え 倒木起こし 保育間伐(不良木除去・不良木淘汰) 更新伐(不良木除去・不良木淘汰) 森林作業道(切土・盛土・簡易構造物等 及排水施設等の設置)	特殊地拵え 倒木起こし 保育間伐(不良木除去・不良木淘汰) 更新伐(不良木除去・不良木淘汰) 森林作業道(切土・盛土・簡易構造物等 及排水施設等の設置)	保育間伐 間伐
目的	森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化、路網整備	台風や大雨等の気象害等による被害を受けた森林の復旧	森林所有者の自助努力等によっていは適切な整備が期待できない森林において、人工造林等を実施
条件	森林経営計画、特定間伐促進計画等の計画を策定すること。	森林所有者の自助努力等によってあるいは適切な整備が期待できない森林において、人工造林等を実施するため、事業主体が森林所有者等との協定を締結していること。	森林所有者等との協定を締結していること。
事業を実施できる地域	1施行地の面積が0.1ha以上 (作業種によって詳細条件有)	1施行地の面積が0.1ha以上 (作業種によって詳細条件有)	1施行地の面積が0.1ha以上 (作業種によって詳細条件有)
事業主体	森林組合	森林組合	森林組合
補助率	78%～84% (作業種によって補助率が異なります。)	78%～83% (作業種によって補助率が異なります。)	100%